

平成20年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その4)

区 分	件 名	概 要																	
<p>◎条例案 (1件) 総務部</p>	<p>三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="767 342 1449 600"> <tr> <td>予 算</td> <td>件</td> <td rowspan="5">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> </table> <p>地方税法等の一部改正に伴い、県民税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税等についての規定を整備するとともに、地方税の偏在を是正するための措置として、法人の事業税の税率の引き下げを行うための規定を整備するものである。 (公布の日(一部平成20年10月1日、平成20年12月1日、平成21年1月1日、平成21年4月1日、平成22年1月1日、平成22年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <p>1 個人の県民税</p> <p>(1) 控除対象寄附金の拡大等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除方式を所得控除から税額控除(都道府県民税4%、市町村民税6%)に改める。 ・寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引き下げる。 <p>上 限 額 総所得金額の25%→総所得金額の30% 適用下限額 10万円 → 5千円</p> <p>(2) 上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率10%(住民税3%、所得税7%)を平成20年末をもって廃止する(平成21年以降20%(住民税5%、所得税15%)となる。)。ただし、円滑に新制度へ移行するための措置として平成21、22年の2年間は、年間500万円以下の譲渡益及び年間100万円以下の配当については10%(住民税3%、所得税7%)の税率を適用する。</p> <p>2 法人の事業税</p> <p>税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、地方法人特別税(国税)を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与するために、法人の事業税の税率の引き下げを行う。</p> <p>3 自動車税</p> <p>環境負荷の小さい自動車の税負担を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税負担を重くする「自動車税のグリーン化」を実施しているところであるが、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化したうえで、平成22年3月31日まで延長する。</p> <p>4 自動車取得税</p> <p>(1) 自動車取得税の低燃費車特例について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化したうえで、平成22年3月31日まで延長する。</p> <p>(2) 税率の特例措置の適用期限を平成30年3月31日までとする。 (本則) (特例) 取得価額の3% → 取得価額の5%(軽自動車以外の自家用車)</p> <p>5 軽油引取税</p> <p>税率の特例措置の適用期限を平成30年3月31日までとする。</p>	予 算	件	議案 1件	条 例	1件	その他議案	件	報 告	件	認 定	件	提 出	件		計	1件	
予 算	件	議案 1件																	
条 例	1件																		
その他議案	件																		
報 告	件																		
認 定	件																		
提 出	件																		
計	1件																		

(本則)	(特例)
15.0円/ℓ	→ 32.1円/ℓ

〈参考〉

○地方税法第3条第1項により、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めるには、地方団体の条例によらなければならないとしていることから、地方税法の一部改正に伴う規定の整備をするものである。